「子育て応援券継続利用」について

表面の記載のとおり、1才以上のお子さんを対象とした 2つの利用継続の方法がありますので、ご利用ください。



利用継続方法① 児童発達支援事業所をご利用されている場合

容】

【対象となる方】 1 才から 3 才までのお子さんが児童発達支援事業所を利用されている方 お子さん1名につき年間12000円分の子育て応援券を贈呈します。 お届けは当会職員が訪問する等の方法で行います(年3回訪問し、1回 4000円分お渡しします)。

【その他】

【内

- 児童発達支援事業所を利用されなくなりましたら、終了させていただき ますので、ご了承ください
- 3才以上も継続して紙おむつなどの育児用品が必要な場合は、当会が 実施する「在宅介護応援券」を利用できますので、ご相談ください

利用継続方法② 経済的に支援が必要な場合

【対象となる方】 1 才から 3 才までのお子さんがいるご家庭で経済的な支援が必要な方

(「経済的な支援が必要」な要件は①世帯全員の今年度の住民税が 非課税の世帯の場合、または②過去1年間の収入が減少し、世帯全員 の収入が以前と比較して3/4以下の収入になった場合のいずれかで す。確認資料として、預金通帳のコピーや非課税証明書の提出をお願 いする場合もありますので、ご了承ください。)

【内 容】 お子さん1名につき年間12000円分の子育て応援券を贈呈します。

お届けは当会職員が訪問する等の方法で行います(年3回訪問し、1回

4000円分お渡しします)

【その他】 世帯の収入が増え、対象となる要件を満たさなくなった場合は終了させ

ていただきますので、ご了承ください

【申込み・その他】

- ①②ともに、希望される方は申込書に必要事項をご記入いただき、社会福祉協議会へ お送りください。申込書は社会福祉協議会の窓口にございます。また、社会福祉協議 会のホームページからダウンロードできます。
- ・継続利用を希望される場合は、必ずしも1才未満でのご利用からの継続が前提では なく、年齢と要件が満たせばお申込みいただけます。
- ①②ともに、要件を満たす場合であってもお子さんが1才未満の場合は6000円分 の子育て応援券の贈呈となりますので、ご了承ください。

社会福祉法人常滑市社会福祉協議会 ※受付時間 月~金曜日(祝日 年末年始除く) 8:30~17:30

住所 常滑市神明町 3-35(とこなめ市民交流センター内) 電話 (0569)43-0660 FAX (0569)43-0838

ホームページもご覧ください

メール tkshakyo@tac-net.ne.ip ホームページ http://www.tkshakyo.com/